

(4)いじめ防止基本方針

茂木小学校いじめ防止基本方針

本校の基本方針は、いじめの問題への対策を学校・家庭・地域が一丸となって進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、学校や家庭・地域・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定されたいじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにする。また、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、子ども一人一人に徹底し、いじめる子どもに対しては、出席停止等の措置を含め、毅然とした指導を行うことや、いじめられている子どもについては、学校が徹底して守り通すという姿勢を日ごろから示す等、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

【めざす児童像】

- 思いやりのある子ども 「徳」
- しっかり学び合う子ども 「知」
- 元気でたくましい子ども 「体」

いじめ対策委員会

「いじめ対策委員会」とは、いじめ防止対策推進法第 22 条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」をいう。

本校では、生活指導会（児童理解研修会）と合同で開催し、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、学級担任等で構成する。

- 年間計画の作成・実行・検証・修正
- 相談・通報の窓口
- 情報の収集と記録、共有
- 緊急会議の開催、対応方針の決定

専門家・外部関係者

必要に応じて、長崎市教育委員会に、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の派遣要請を行い、専門的な対応や助言をいただく。

PTA・地域との連携

PTA会長、学校評議員、民生委員、主任児童委員との連携を図る。

関係機関との連携

長崎市教育委員会及び「いじめ対策プロジェクトチーム」、警察、児童相談所、医療機関、法務局等との連携を図る。

児童会

児童会において、いじめ防止について、自分たちでできること等を主体的に考え、取り組む。

「いじめの定義」いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめの禁止」いじめ防止対策推進法 第4条

児童等は、いじめを行ってはならない。

「保護者の責務等」いじめ防止対策推進法 第9条

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

◇ いじめのチェックリスト

(いじめられている子どもが発するサイン) ①からだや体調 ☐ 衣服が汚れていたり、破れていたりすることがよくある。 ☐ 傷やあざがあるのか、腕や足、首などの肌を隠そうとする。 ☐ 頭痛、腹痛、吐き気を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁である。 ②しぐさや態度 ☐ どこかおどおどしていて、脅えているように感じられる。 ☐ 元気がない。浮かない顔をしていることが多い。 ☐ 教師と視線を合わせようとしない。(教師の目を避けている) ☐ 何事にも集中力がなくなって、ぼんやりしていることが多い。 ③友達との関係 ☐ 周りの友達に異常なほど気を遣っているように見える。 ☐ 人のいいなりになっているように見える。(使い走りではないか) ☐ 今まで付き合い合っていたグループから急に離れた。 ☐ 交友関係が急に変わった。 ☐ 嫌なあだ名で呼ばれている。 ☐ 特定の子どもの席に誰も座ろうとしない。関 瞬輝の周りが開いている。ゴミが散乱している。	④生活面 ☐ 納入金などを急に滞納しはじめた。 ☐ 机やかばんの中などが荒らされている。 ☐ 文具、服、靴などが隠されたり、壊されたりしている。 ☐ 黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きがされている。 ☐ 学級写真などの顔にいたずらされている。 (いじめられている子どもが家庭で出すサイン) ☐ 買ってやった覚えのない品物を多く持っている。 ☐ お金の使い方が荒くなる。 ☐ 学校からの帰りが遅く、言葉遣いや素行も悪くなる。 ☐ 友達への電話なのに、命令的な口調で話す。 ☐ 友達を呼び捨てにしたり、軽蔑した口調で話したりする。 ☐ 洗わなければいけない体操服を持ってこない。(他人のものを借りて使っている。)
--	--

◇ 年間活動計画（研修計画も含む）

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4月	○ いじめ対策委員会（生活指導会） ○ 学校生活アンケートの実施	10月	○ いじめ対策委員会（生活指導会） ○ 学校生活アンケートの実施
5月	○ いじめ対策委員会（生活指導会） ○ 学校生活アンケートの実施	11月	○ 学校生活アンケート・面談実施 ○ いじめ対策委員会（生活指導会）
6月	○ 学校生活アンケートの実施実施 学期 1 回全員と面談実施 ○ いじめ対策委員会（生活指導会） ○ 教育週間（いじめ防止ワークショップ）	12月	○ いじめ対策委員会（生活指導会） ○ 学校生活アンケートの実施 ○ 人権集会
7月	○ いじめ対策委員会（生活指導会） ○ 学校生活アンケートの実施	1月	○ いじめ対策委員会（生活指導会） ○ 学校生活アンケートの実施
8月	○ 職員研修の実施	2月	○ 学校生活アンケート・面談実施 ○ いじめ対策委員会（生活指導会）
9月	○ いじめ対策委員会（生活指導会） ○ 学校生活アンケートの実施	3月	○ いじめ対策委員会（生活指導会） ○ 学校生活アンケートの実施

◇ 様々な相談機関

相 談 機 関	電話番号	相談可能な時間
子育て支援相談電話（長崎市子育て支援課）	095-825-5624 095-822-8573	8:45 ～ 17:30（月～金）
こころの電話	095-847-7867	9:00 ～ 15:15（月～金）
子供 SOS ダイアル	0120-0-78310	24 時間（月～金）
ヤングテレホン	0120-78-6714	9:00 ～ 17:45（月～金）
こども人権 110 番	0120-007-110	8:30 ～ 17:15（月～金）
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00 ～ 22:00（毎 日）
子ども・家庭 110 番	095-844-1117	9:00 ～ 20:00（毎 日）
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-5132	9:00 ～ 17:45（月～金）
長崎市こども相談センター	095-829-1122	9:00 ～ 17:30（月～金）
長崎市教育研究所教育相談 soudan@nagasaki-city.ed.jp	0120-556-275	9:00 ～ 16:00（月～金）
親子ホットライン（長崎県教育センター）	0120-72-5311	9:00 ～ 21:00（月～金）
いじめ相談ホットライ（長崎県教育委員会）	0570-078310	24 時間（毎 日）

【いじめ重大事態について】 ※詳細は「長崎市いじめ防止基本方針」参照

（1）調査を要する重大事態の例

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

※土日を除いて7日間連続欠席が続く場合は市教委へ報告する。

③その他の場合

- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。

※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

（2）重大事態の報告

- ・重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
- ・学校→教育委員会→市長

（3）調査を行う組織

- ・学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

◇ いじめ問題への取組

いじめの防止

「学校及び学校の教職員の責務」いじめ防止対策推進法 第8条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成を推進する。

- いじめの防止及び、いじめの発生に備えた校内指導体制の確立
- 教育活動全体を通じた豊かな心の育成（**道徳性を養う**道徳教育の充実、人権意識や生命尊重の態度の育成）
- **特別な配慮が必要な児童の支援**
- 児童の主体的な活動の推進
（自己肯定感や自己指導能力の育成「いじめ防止ワークショップ」等青少年赤十字の活動を生かした教育の推進）
- 教師の指導力の向上（いじめに関する校内研修の充実）
- 家庭や地域、中学校、関係機関との連携強化（PTA等での研修会の実施等）
- 学校基本方針の周知と取組の評価の実施

いじめの早期発見

子どもに関する情報を全職員で共有化することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなどして、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- 学期1回**及び必要に応じた**アンケート調査と個別面談の実施
- 教育相談体制の整備と相談窓口の周知
- 教職員による観察や情報交換
- 情報の収集、相談機関等の周知
- いじめが確認された場合

は、いじめを受けた児童や知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的に対応する。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じて、関係機関と連携する。

いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応にあたる。

- いじめの発見や相談を受けた時の対応
- 組織的な対応
- いじめられた児童及びその保護者への支援
- いじめた児童への指導又はその保護者への助言
- 集団への働きかけ
- ネット上のいじめへの対応、**情報モラル教育の充実**

重大事態発生時の取組

1 重大事態の発生と調査

- ・ 重大事態の発生を認知した場合、直ちに市教育委員会へ報告し、「いじめ対策委員会」で調査を行う。

2 調査結果の報告及び提供

- ・ 調査の結果は、速やかに市教育委員会へ報告すると共に、いじめを受けた児童の保護者へ情報を適切に提供する。

いじめが発生した場合の対応 (フロー図)

